

鳥取県立喜多原学園水道施設設備保守管理業務委託仕様書

鳥取県立喜多原学園水道施設（以下「水道施設」という。）は、水道法第3条第6項に規定する専用水道であり、水道施設設備保守管理業務委託については、関係法令、鳥取県例規等によるもののほか、この仕様書に定めるところによる。

1 委託名

鳥取県立喜多原学園水道施設設備保守管理業務委託

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）

3 履行場所、対象施設

- (1) 履行場所 鳥取県立喜多原学園（米子市泉 706 番地ほか）
(2) 対象施設 鳥取県立喜多原学園水道施設設備（専用水道）

4 委託業務の内容

受託者は水道法第24条の3に規定する受託水道業務技術管理者1名を選任し、厚生労働省令及び委託契約の定めるところにより、定期及び臨時の保守管理点検、水質検査等を次のとおり行う。

(1) 技術管理

水道法の規定による水道施設設備の管理、運営に関する保守及び管理点検回数
毎月1回

(2) 水質検査

検査区分		回数
浄水	基本項目検査（9項目）	年11回
	消毒副生成物検査（12項目）	年3回
	蒸発残留物検査（1項目）	年3回
	全項目検査（51項目）	年1回
	PFOS及びPFOA	年1回
原水	クリプトスポリジウム検査（2項目）	年3回
	全項目検査（42項目）	年1回
	PFOS及びPFOA	年1回

※検査項目及び検査実施月は別紙のとおり
実際の実施月は協議によるものとする

(3) 設備保守（清掃）

検査等区分	回数
受水槽清掃（FRP 12 m ³ ）1基	年1回
高架水槽清掃（FRP 4 m ³ ）1基	年1回
受水槽・高架水槽水質検査（11項目）	年1回

※清掃の実施時期は10月とし、別途発注者と調整

(4) その他

- ア (2) 及び (3) の水質検査については、水質検査実施機関による検査を受けることとし、その検査結果を提出すること。
イ (1) から (3) のほか、水道施設設備に不具合が生じた場合、発注者の求めに応じ不具合の解消を図るよう努めること。
ウ 次の業務は発注者において実施する。
(ア) 水道法施行規則第15条第1項イに規定する一日一回以上行う色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査の実施（記録を含む）
(イ) 塩素滅菌作業
エ 水道施設設備の部品取替等修繕費用については発注者の負担とする。

- オ 受注者は、受託水道技術管理者を選任したときは、発注者へ速やかに選任の届出を行うものとする。
- カ 受注者が選任した受託水道業務技術管理者は、水道法施行規則第 16 条第 1 項の規定による検便検査を年 2 回（概ね 6 ヶ月ごと）受検するものとし、この時期は発注者の指示によるものとする。なお、この検査費用は発注者において負担することとする。

5 再委託の禁止

受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

6 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。